

令和2年度財政的援助団体等監査結果報告書

令和3年3月

三重県監査委員



# 目 次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象・範囲等	1
3	監査の実施方法	2
4	監査の着眼点	2
5	別表〔監査実施団体一覧〕	3
第2	監査の結果及び意見	
1	監査の結果	5
2	監査の意見	6
	<b>【出資団体】</b>	
	○公益財団法人三重県動物管理事務所	8
	○公益財団法人三重ボランティア基金	9
	○公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会	10
	○一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	11
	○一般財団法人三重県武道振興会	12
	○公益社団法人三重県緑化推進協会	14
	○公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	15
	<b>【公の施設管理団体】</b>	
	○みえ中央市場マネジメント株式会社	16
	○株式会社名阪造園	17
	○伊賀南部不動産事業協同組合	18
	○三重県南勢地区管理事業共同体	19
	○公益財団法人三重県スポーツ協会	20
	<b>【補助金等交付団体】</b>	
	○学校法人エスコラピオス学園	21
	○株式会社鈴鹿の七樹	21
	○株式会社アグリッド	22
	○三重くまの森林組合	23
	○一般社団法人三重県トラック協会	24
	○三重エネウッド株式会社	24



## 令和 2 年度財政的援助団体等監査結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施しました監査について、同法同条第 9 項の規定に基づく結果に関する報告は、次のとおりです。

令和 3 年 3 月 8 日

三重県監査委員 山 口 和 夫  
三重県監査委員 田 中 智 也  
三重県監査委員 田 中 祐 治  
三重県監査委員 内 田 典 夫

### 第 1 監査の概要

三重県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次のとおり令和 2 年度財政的援助団体等監査を実施した。

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

#### 2 監査の対象・範囲等

##### (1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納その他の事務の執行状況を基本とし、出資団体においては、経営状況等も併せて監査した。

##### (2) 監査対象年度

原則として令和元年度を主体とした。

##### (3) 監査実施団体及び実施期間

監査対象団体選定基準に基づき、18 団体（内訳は「5 別表 [監査実施団体一覧]」参照）を選定のうえ、令和 2 年 11 月 20 日から令和 3 年 2 月 16 日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資しているもの	7	28
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）	5	28
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	6	216
計		18	272

(注) 1 監査実施団体数は、実団体数である。例えば、出資団体が補助金等交付団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

2 補助金等交付団体の監査対象団体数 216 については、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

### 3 監査の実施方法

監査実施 18 団体のうち、実地監査 10 団体、書面監査 8 団体を次の方法により実施した。

#### (1) 実地監査

監査委員が団体に出向き、事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を受け、聴取を行うなどして実施した。

#### (2) 書面監査

監査委員が在庁のまま、事務局職員による予備監査の結果に基づき実施した。

### 4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

#### (1) 出資団体

- ・ 出資の目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 経営計画の目標は、達成されているか
- ・ 会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか
- ・ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか

#### (2) 公の施設管理団体

- ・ 施設の管理は、協定書に沿って適正に行われているか
- ・ 料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか
- ・ 基本協定書の成果目標は、達成されているか
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか

#### (3) 補助金等交付団体

- ・ 補助事業等の執行にかかる会計事務は、適正に行われているか
- ・ 補助事業の遂行状況、実績の確認等、県との事務手続は、適正に行われているか
- ・ 補助金等の額は、適正に算定されているか
- ・ 補助等の目的に沿って事業が実施されており、効果をあげているか
- ・ 補助金等は、対象事業以外に流用されていないか
- ・ 補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか

## 5 別表 [監査実施団体一覧]

### 出資団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	公益財団法人三重県動物管理事務所	津市	医療保健部	令和3年2月16日	書面
2	公益財団法人三重ボランティア基金	津市	子ども・福祉部	令和3年1月21日	実地
3	公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会	明和町	環境生活部	令和3年1月21日	実地
4	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	津市	地域連携部	令和3年1月28日	実地
5	一般財団法人三重県武道振興会	津市	地域連携部	令和3年2月16日	書面
6	公益社団法人三重県緑化推進協会	津市	農林水産部	令和3年2月16日	書面
7	公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市	雇用経済部	令和3年1月25日	実地

### 公の施設管理団体（出資団体との重複なし）

No	団 体 名 ( 施 設 名 )	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	みえ中央市場マネジメント株式会社 (三重県地方卸売市場)	松阪市	農林水産部	令和3年2月16日	書面
2	株式会社名阪造園 (県営都市公園北勢中央公園)	四日市市 (四日市市他)	県土整備部	令和3年2月16日	書面
3	伊賀南部不動産事業協同組合 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅【中勢伊賀ブロック】)	名張市 (津市他)	県土整備部	令和3年1月19日	実地
4	三重県南勢地区管理事業共同体 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅【南勢ブロック・東紀州ブロック】)	名張市 (松阪市他)	県土整備部	令和3年2月16日	書面
5	公益財団法人三重県スポーツ協会 (三重県立鈴鹿青少年センター)	鈴鹿市	教育委員会	令和3年1月28日	実地

補助金等交付団体（出資団体等との重複2団体）

No	団 体 名 ( 補 助 対 象 名 )	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実 施方法
1	学校法人エスコラピオス学園 (海星中学校他)	四日市市	環境生活部	令和3年1月25日	実地
2	株式会社鈴鹿の七樹 (碾茶工場)	鈴鹿市	農林水産部	令和3年1月28日	実地
3	株式会社アグリッド (アグリッド大安農場)	いなべ市	農林水産部	令和3年2月16日	書面
4	三重くまの森林組合	熊野市	農林水産部	令和3年2月16日	書面
5	一般社団法人三重県トラック協会	津市	雇用経済部	令和3年1月25日	実地
6	三重エネウッド株式会社 (松阪木質バイオマス発電所)	松阪市	農林水産部	令和3年1月25日	実地
【7】	【一般財団法人三重県武道振興会】	津市	地域連携部	令和3年2月16日	書面
【8】	【公益財団法人三重県スポーツ協会】	鈴鹿市	地域連携部	令和3年1月28日	実地

(注) 【 】は、出資団体、公の施設管理団体との重複団体である。



## 第2 監査の結果及び意見

### 1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

#### ○改善を要する事項

項 目	事業の執行に関すること	会計事務等に関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に関するもの	4 件	40 件	(6 件)	44 件
所管部局に関するもの	4 件	15 件	(6 件)	19 件
合計	8 件	55 件	(12 件)	63 件

#### (1) 出資団体

事業運営について、出資の目的に沿って概ね適正に行われていたが、事業損益の赤字が継続し、厳しい経営状況が続いているものなどの事例が見受けられた。また、会計事務等について、財務諸表への計上漏れや記載誤りなどの事例が見受けられた。

#### (2) 公の施設管理団体

基本協定書に定める成果目標については、新型コロナウイルス感染症の影響により達成できていないものが見受けられた。また、管理備品増減報告書や定款変更届の未提出など基本協定書に定める事務処理を適正に実施していないものなどの事例が見受けられた。

#### (3) 補助金等交付団体

交付申請や実績報告等における必要書類の未提出や、実績報告の内容に誤りがあり、所管部局において、書類の内容を十分に確認することなく処理しているものなどの事例が見受けられた。

## 2 監査の意見

### (1) 総括的意見

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、出資団体では、法令や団体の規程等に基づく手続きにおいて、事前にチェックを行えば防止できたと思われる財務諸表への計上漏れ等の事務処理誤りが多数見受けられたので、所管部局においては、チェック機能を再点検するとともに、監査実施団体以外の団体も含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

また、公の施設管理団体では、新型コロナウイルス感染症の影響により、基本協定書に定める成果目標が達成されていない団体が見受けられたので、今後の施設運営については、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意しながら、各管理団体への指導・助言等をされたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果を踏まえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

### (2) 主な意見

#### 事業の執行に関すること

- ① 出資団体において、事業損益の赤字が継続し、厳しい経営状況が続いているものがあつたので、新たな増収策の実施や更なる経費節減を図り、経営の改善に努められたい。

〔 伊勢湾海洋スポーツセンター 〕

- ② 出資団体において、一般正味財産残高が枯渇する見込みとなっているものがあつたので、今後の団体のあり方について、関係自治体等と早急に協議を進められたい。

〔 三重北勢地域地場産業振興センター 〕

- ③ 公の施設管理団体において、新型コロナウイルス感染症の影響により、基本協定書に定める成果目標が達成されていないものがあつたので、目標の達成に向けて努められたい。

〔 三重県スポーツ協会 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務を除く）

- ① 出資団体において、財務諸表への計上漏れや記載誤りがあったので、今後は、適正な事務処理に努められたい。

〔 国史跡齋宮跡保存協会、伊勢湾海洋スポーツセンター、  
三重北勢地域地場産業振興センター 〕

- ② 出資団体において、法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていないものがあったので、今後は、適正な事務処理に努められたい。

〔 三重ボランティア基金、国史跡齋宮跡保存協会、  
伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県武道振興会、  
三重北勢地域地場産業振興センター 〕

- ③ 公の施設管理団体において、管理備品増減報告書や定款変更届の未提出があったので、基本協定書に基づき適正な事務処理に努められたい。

〔 名阪造園、三重県南勢地区管理事業共同体 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務に限る）

- ① 交付申請や実績報告等において、必要書類を提出していないものや内容が誤っているものがあったので、今後は、適正な事務処理に努められたい。

〔 三重県武道振興会、アグリッド、三重県トラック協会 〕

- ② 実績報告等において、提出された書類の内容を十分に確認することなく処理しているものがあったので、適正な事務処理に努められたい。

〔 地域連携部、農林水産部、雇用経済部 〕

(3) 団体別の結果及び意見

団体別の結果及び意見については、次ページ以下のとおりである。

## 出資団体

### 【公益財団法人三重県動物管理事務所】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：100.0%）

### [監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
現金保管	ア 会計規程に定める手許現金の上限を超える額の現金を金庫内に保管していた。

### [所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：医療保健部 食品安全課）

**【公益財団法人三重ボランティア基金】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：300,000,000円（県出資比率：39.0%）

**[監査結果及び意見]**

- (1) 中長期経営計画を策定していない期間があったので、今後は、計画の空白期間が生じないように、中長期経営計画を策定されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事会における職務執行状況報告	ア 理事長及び常務理事の自己の職務執行状況の理事会への報告を定款に定める回数行っていなかった。
理事等の変更登記	イ 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

- (1) 中長期経営計画を策定していない期間があったので、今後は、計画の空白期間が生じないように、指導・助言等を行われたい。  
(所管課名：子ども・福祉部 地域福祉課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
(所管課名：子ども・福祉部 地域福祉課)

**【公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：50,000,000円（県出資比率：46.0%）

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
貸借対照表	ア 指定正味財産合計のうち、基本財産への充当額の計上をしていなかった。 イ 固定負債として計上すべき長期未払金を流動負債の未払金に計上していた。
理事等の変更登記	ウ 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。
経理事務	エ 建物清掃委託において、変更契約等の手続きをせずに、契約書に定める契約金額より少ない金額を支払っていた。 オ 建物清掃委託において、契約書に定める額の確定の通知をしていなかった。 カ 建物清掃委託において、契約書に定める業務完了報告書の提出を受けていないものがあつた。
個人情報の保護	キ 県からの受託事業において、契約書に定める個人情報を取り扱う場所及びその移送方法の報告をしていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 文化振興課）

【一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：89,217,000円（県出資比率：29.2%）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 令和元年度の当期一般正味財産増減額は7,843千円の損失となり前年度から損失額は減少したものの、平成23年度から9期連続で赤字となっている。  
このため、平成29年度から取り組んでいる収益性の高い海上保管等新たな増収策の実施や更なる経費節減を図るとともに、令和3年度に開催される三重とこわか国体のセーリング競技の会場が津ヨットハーバーとなったことを機に新規利用者の獲得に努め、経営の改善に努められたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	ア 「財務諸表に対する注記」において、基本財産及び特定資産の財源等の内訳の金額に誤りがあった。
理事等の変更登記	イ 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。
評議員会の招集	ウ 評議員会の招集の通知を、理事会の決議前に発出していた。
現金保管	エ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金を金庫内に保管していた。
経理事務	オ 請求書に誤った受付日を押印していた。 カ 購入先の選定や見積書の徴取において、契約規程の適用を誤っていた。
備品管理	キ 備品管理簿に誤った取得日を記載していた。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 令和元年度の当期一般正味財産増減額は前年度から損失額は減少したものの、平成23年度から9期連続で赤字となっていることから、安定した経営基盤を確保できるよう、指導・助言等を行われたい。  
(所管課名：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
(所管課名：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)

【一般財団法人三重県武道振興会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：49.5%）
補助金	①スポーツ団体等活性化補助金：11,836,000円 三重県武道振興会の事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	②新三重武道館整備費補助金：86,586,000円 三重県武道振興会が解体する旧三重武道館の解体に要する経費を補助する。 (補助率 1/2以内)

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。
計算書類等の評議員会への提出	イ 理事会の承認を受ける前に、評議員会に計算書類等を提出していた。
評議員会の招集	ウ 理事会の決議を受けずに評議員会を招集していた。
資金運用	エ 三重県武道振興会資金運用基本方針に定める預金の限度額（一金融機関1千万円）を超えて運用していた。 オ 定款の別表と異なる基本財産の資金運用を行っていた。
補助金等事務	カ 交付規則に定める状況報告書を提出していなかった。② キ 交付申請書に、交付要領に定める収支予算書を添付していなかった。① ク 実績報告書に、交付要領に定める収支計算書を添付していなかった。①
経理事務	ケ 契約金額10万円以上の随意契約による物品購入に際して、財務規則に定める2人以上の者から見積書を提出させていなかった。 コ 財務規則に定める支出予算の流用調書を作成していなかった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
(所管課名：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)
- (2) 補助金交付手続きにおいて、状況報告が行われていないことや交付申請書等に必要書類が添付されていないことを確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①、②  
(所管課名：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)



- (3) 実績報告書の提出について、交付要領と異なる期限を交付決定通知で定めていたので、交付要領との整合を図らねたい。①  
(所管課名：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関するものかを示す。

**【公益社団法人三重県緑化推進協会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：131,125,962円（県出資比率：40.8%）

**[監査結果及び意見]**

概ね適正に処理されていた。

【公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：7,000,000円（県出資比率：31.8%）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 令和元年度の当期一般正味財産増減額は、前年度より 2,647 千円減少し、2,311 千円の赤字となっており、一般正味財産期末残高は、4,266 千円となった。更に、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一般正味財産残高が枯渇する見込みとなった。

第五次中期経営計画（令和元年度～3年度）に基づき四日市市が検討を進めている一般正味財産残高の枯渇に対する対応の方向性を踏まえ、今後の団体のあり方について、関係自治体等と早急に協議を進められたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていないものがあつた。
財務諸表	イ 令和元年度に前年度の未収金（施設使用料）を回収したが、誤って現年度分の施設使用料収益として処理したため、貸借対照表及び正味財産増減計算書の金額に誤りがあつた。 ウ 「財務諸表に対する注記」において、基本財産及び特定資産の財源等の内訳の記載が誤っていた。
未収金	エ 過年度の未収金があつた。
事業計画書等の提出	オ 事業計画書（案）及び収支予算書（案）の理事長への提出が遅延していた。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 団体は、厳しい経営状況にあるため、四日市市が中心となって、今後のあり方についての検討を進めている。これまで果たしてきた北勢地域の地場産業振興という目的を十分に尊重したうえで、団体、関係自治体等とともに、団体のあり方について早急に具体的検討を行い、今後の方向性について明確にされたい。

（所管課名：雇用経済部 三重県営業本部担当課）

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：雇用経済部 三重県営業本部担当課）

**公の施設管理団体**

**【みえ中央市場マネジメント株式会社】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県地方卸売市場 ----- 令和元年度指定管理料：なし

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
経理事務	ア 委託契約において、随意契約理由を明確にしていなかった。 イ 物品の購入において、見積書を証拠書類として保存していなかった。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 農産物安全・流通課)

**【株式会社名阪造園】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園北勢中央公園 ----- 令和元年度指定管理料：62,500,000円

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
備品管理	ア 基本協定書に定める管理備品増減報告書を提出していなかった。
管理文書	イ 文書整理保存要領に定める目録を作成していなかった。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

**【伊賀南部不動産事業協同組合】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 【中勢伊賀ブロック】
	令和元年度指定管理料：283,513,000 円

**[監査結果及び意見]**

概ね適正に処理されていた。

**[付言]**

県が整備した県営住宅等の一部駐車場について、長年にわたり使用許可の手続きを行わず、使用料を徴収せずに使用させていた事案については、令和2年4月1日付けで三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例を改正し、同年10月から一部見直しを行ったところである。しかし、まだ、その他の一部県営住宅等においても、空きスペースに駐車している事例が見受けられることから、所管部局においては、駐車場としての位置づけを明確にし、所定の手続き等を行うことにより、県営住宅等の適正な管理運営と利用者の公平性の確保を図られたい。

(所管課名：県土整備部 住宅政策課)

**【三重県南勢地区管理事業共同体】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 【南勢ブロック・東紀州ブロック】
	令和元年度指定管理料：120,750,000円 (南勢ブロック 94,922,000円、東紀州ブロック 25,828,000円)

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
定款変更の届出	ア 基本協定書に定める定款変更の届出をしていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 住宅政策課)

**[付言]**

県が整備した県営住宅等の一部駐車場について、長年にわたり使用許可の手続きを行わず、使用料を徴収せずに使用させていた事案については、令和2年4月1日付けで三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例を改正し、同年10月から一部見直しを行ったところである。しかし、まだ、その他の一部県営住宅等においても、空きスペースに駐車している事例が見受けられることから、所管部局においては、駐車場としての位置づけを明確にし、所定の手続き等を行うことにより、県営住宅等の適正な管理運営と利用者の公平性の確保を図られたい。

(所管課名：県土整備部 住宅政策課)

## 【公益財団法人三重県スポーツ協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立鈴鹿青少年センター
	令和元年度指定管理料：61,094,000 円
補助金	スポーツ団体等活性化補助金：17,975,000 円
	三重県スポーツ協会の事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

### 【監査結果及び意見】

基本協定書に定める成果目標について、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、2項目すべてが未達成となっているので、「三重県立鈴鹿青少年センター利用に向けたガイドライン」に基づき、適切な感染防止対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意しながら、引き続き、学校や競技団体等に対し利用促進の働きかけ等を行うことにより、目標の達成に向けて努められたい。

### 【所管部局に対する意見】

基本協定書に定める成果目標がすべて未達成なので、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意しながら、目標の達成に向けて、指導、助言等を行われたい。  
(所管課名：教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課)

### 【付言】

鈴鹿青少年センターは、平成 29 年度から「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の対象となり、施設の老朽化に伴い増加する維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上等に係る見直しが進められている。

令和 2 年 3 月には、PPP/PFI などの民間活力を導入し、隣接する鈴鹿青少年の森との一体的運営等を行うという方向性が出されたが、今後は指定管理者や関係自治体と調整・協議を行い、民間活力の導入に向けた取組を進められたい。  
(所管課名：教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課)



**補助金等交付団体**

**【学校法人エスコラピオス学園（補助対象：海星中学校、海星高等学校）】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：263,090,000 円 ----- 私立高等学校等の教育に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立高等学校等授業料減免補助金：1,654,750 円 ----- 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立高等学校教育改革推進特別補助金：300,000 円 ----- 私立高等学校における教育改革の推進に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	④私立高等学校等入学金補助金:270,000 円 ----- 経済的困窮生徒に対する入学金軽減措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

**[監査結果及び意見]**

概ね適正に処理されていた。

**【株式会社鈴鹿の七樹（補助対象：碾茶工場）】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	産地パワーアップ事業費補助金：352,416,000 円 ----- 産地の施設整備等に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

**[監査結果及び意見]**

概ね適正に処理されていた。

【株式会社アグリッド（補助対象：アグリッド大安農場）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	園芸特産物生産振興対策事業費補助金（H30 繰越分）： 556,850,000 円
	園芸特産物産地における低コスト、高品質生産の推進等のための施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 平成 30 年度（繰越分）の補助金実績報告書の事業目的欄に、誤って令和元年度の内容を記載していた。 イ 国の取扱通知に基づく管理規程を作成していなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 農産園芸課)

- (2) 実績報告において、事業目的欄の一部に記載誤りがあったが、内容を十分に確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。

(所管課名：農林水産部 農産園芸課)

**【三重くまの森林組合】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①造林事業費補助金（森林環境保全直接支援事業）：35,701,364 円 森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的に行う間伐等の森林施業や森林作業道の開設等に要する経費を補助する。 (補助率 4/10)
	②造林事業費補助金（県単造林事業）：1,783,016 円 森林の公益的機能の高度発揮のための森林整備に要する経費を補助する。 (補助率 4/10)
	③林業・木材産業構造改革事業費補助金（林業・木材産業成長産業化促進対策事業）（H30 繰越分）：13,111,000 円 資源の高度利用を図るための施業の実施、路網の整備・機能強化、高性能林業機械、木材加工流通施設の整備等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

**[監査結果及び意見]**

概ね適正に処理されていた。

【一般社団法人三重県トラック協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
交付金	運輸事業振興助成交付金：477,990,000 円
	輸送力の確保、運輸サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、 交付金を交付する。 (交付率 10/10)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 交付要領で定める軽微な変更の範囲を超える経費の配分の変更について、変更承認申請書を提出していなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用経済総務課)

(2) 実績報告を受けた際、変更承認申請が必要であることを確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用経済総務課)

【三重エネウッド株式会社（貸付対象：松阪木質バイオマス発電所）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
貸付金	森林整備加速化・林業再生基金事業県貸付金： 1,120,000,000 円 (令和元年度末貸付残高)
	木質バイオマス発電施設の整備に要する原資を貸し付ける。

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

令和 2 年度財政の援助団体等監査結果報告書

令和 3 年 3 月発行

三重県監査委員事務局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL 059-224-2924

FAX 059-224-2220

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.lg.jp